

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-1-2(2)①ニについて、「令和5年3月以前に締結した根保証契約」についても、同ニ記載事項の説明・記録等の対象となることとなり、同部分の前回指針改正施行日の前に締結された根保証契約についても、すべからず、説明をすべしということが、ご当局の意思と理解いたしました。</p> <p>ただ、何分にも、相当の根保証人がおりますことから、説明等を行うためのタイムスパン等については、金融機関の合理的な判断に基づく期間内にこれを行えば足りるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本部分に関しての前の監督指針改正(令和5年4月1日)以前に根保証契約が締結されていた場合、民法上認められている最大5年間、改正監督指針に基づく説明がなされない可能性があります。そのため、各金融機関には負担が生じることになりますが、令和5年3月以前に締結した根保証契約については、当該契約を締結した取引先への個別融資の実行や顧客訪問などのタイミングを活用しながら、保証人に対する説明等の対応を早急に行っていただきたいと考えています。</p>
2	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-1-2(5)①について、「事業承継時」が「M&A・事業承継時」に変更されていますが、「事業承継」という文言には含まれないが、「M&A」には含まれるものとして何をご想定かご教示いただけないでしょうか。</p> <p>当該追加部分のすぐ後ろに「特に、借り手企業のM&A・事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。」と記載されているところ、同ガイドラインの適用範囲を画する文言として「M&A」という用語は使われていないので、前後の文脈から、「M&A」を追記することには無理があるのではないのでしょうか。</p>	<p>例えば、M&Aにより特定の企業の子会社となり、旧経営者が退任をせずに経営権の無い地位で残存するケースなど、M&Aには該当しても必ずしも事業承継に該当するとは言い切れないケースを想定しています。このように、対象を必要十分に捕捉すべく「M&A・事業承継時」という記載ぶりにしています。</p> <p>「経営者保証に関するガイドライン」の適用範囲については、旧経営者に代わり新経営者と新たに保証契約を締結することとなる場合には、同ガイドラインや「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえて対応することが可能であり、一般的な事業承継や、事業承継に該当するM&Aについては、こちらの対応がなされることが考えられます。</p> <p>また、新経営者と新たに保証契約を締結せずに旧経営者との保証契約が残存する場合であっても、個別の状況に応じて、第三者の個人連帯保証に関しても、同ガイドラインは適用され得るとされており、上記の例のようにM&Aに伴い旧経営者が退任をせずに経営権のない地位で残存するようなケースについても、同ガイドラインを踏まえて対応することが否定されるものではないと考えています。</p>
3	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅱ-5-2(3)で、(専門的な人材の)「育成」が「育成・確保」となっているのは、外部人材の採用を検討せよ、との話と受け止めましたが、どのように専門的な人材を金融機関内に実現するか、その方法、程度、時間軸</p>	<p>「人材の確保」については、今回の改正で追加したⅡ-5-2-1の(注2)にある「ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携」を指しております。</p> <p>なお、体制整備における具体的な手段等</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>については、金融機関の合理的判断に委ねられている点は変わらない（検査や対話の対象となるのは、あくまで金融機関の「方針」である）という理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>また、同指針Ⅱ-5-3（5）では「専門的な人材」が「人材」となっておりますが、これは「専門性」というほどでなく「ノウハウ」程度のものがあれば足りるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、ここで「専門的な」が削除されるのであれば、同指針Ⅱ-5-2（3）の「専門的な」も削除されるべきではないでしょうか。</p>	<p>については、ご理解のとおり各金融機関が規模・特性等を踏まえて判断されるものと考えております。</p> <p>Ⅱ-5-3（5）の「専門的な人材」は、現行重複した表現となっている「専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材」の記載について、修辭的修正を行ったものです。</p>
4	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅱ-5-2-1（2）の「(参考)」の表で「M&A支援会社等の活用」とありますが、2024年5月の朝日新聞報道でも「M&A仲介を通じて同一グループに買収された中小企業でトラブルが相次ぐ問題で、中小企業庁が実態把握に乗り出した。不適切行為を繰り返す買い手に注意するよう呼びかけ、実態を踏まえて「中小M&Aガイドライン」(指針)の見直しも検討する。」とあるように、M&A仲介の問題性が指摘されているところであり、同ガイドラインの改正が終わるまでは、この「M&A支援会社等の活用」といった記載は止めた方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の(参考)は、あくまで一例を示したものであり、連携先としては、広くM&A支援に携わる外部専門家・外部機関等が考えられ、また、そうした先との連携については、各金融機関におけるノウハウの有無等を踏まえ、自主的な経営判断により実施されるべきものと考えております。</p> <p>なお、不適切なM&Aの事例・トラブルに関しては、中小企業庁において、「中小M&Aガイドライン」や支援機関登録制度の充実等による環境整備に継続的に取り組んでいるものと承知しています。</p>
5	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅱ-5-2-1（2）の「(参考)」の表で「遺言信託」が「遺言代用信託」に変わっていますが、「遺言信託」は許容されなくなったという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また「弁護士」に「弁護士等」がついておりますが、この「等」により司法書士が加わるだけでなく、民事信託をサポートする一般社団法人等も広く含まれるようになったという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「遺言信託」を許容しない趣旨ではなく、中小企業庁の「事業承継ガイドライン」で列挙されている「遺言代用信託」に例示内容を統一したものです。</p> <p>なお、ご指摘の(参考)は、あくまで一例を示すもので、実施形態・方法等については、顧客のニーズを十分に踏まえ、各金融機関において判断されるべきものと考えており、外部専門家・外部機関等の連携先についても同様です。</p>
6	<p>金融機関が、顧客企業に対するコンサルティングの一環として、M&A支援に取り組むことの重要性は理解します。この場合において、融資先の顧客企業の債権者としての立場も踏まえた利益相反管理を適切に行っていくことが必要と思料します。</p> <p>特定の金融機関だけがコンサルティングとしてM&A支援を行い、他の債権者に先んじて自行に都合の良い形で案件のマッチングや譲渡価格の調整を行う等により結果</p>	<p>今般の改正は、金融機関がコンサルティング機能の更なる強化の一環として、マッチング支援に限らないM&A支援に積極的に取り組むことへの期待が高まっていることを踏まえ、実施するものです。</p> <p>他方、金融機関がM&A支援に取り組むにあたり、利益相反管理を適切に行う必要があることについては、ご指摘のとおりです。</p> <p>M&A支援の実施形態・方法等については、顧客のニーズを十分に踏まえ、各金融機</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>的に利用者保護がなされないおそれがあります。</p> <p>昨今のM&A仲介の問題事例なども踏まえると、利益相反行為や管理の基本的なあり方などについて金融庁が示す必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、少なくとも、融資部門と、支援部門（コンサルティング）は部門として独立し、情報を共有しないこと、金融機関が支援する場合は、自行やグループ会社が仲介やFA業務を行うことを禁止し、マッチング以降は資本関係のない他の専門業者や国の支援機関を活用するというを義務付けたほうが良いと考えますが、金融庁の見解をお伺いします。</p> <p>以上大きく2点意見します。</p>	<p>関において判断されるべきものと考えております。その上で、金融機関は、金融機関及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められていると考えており、金融庁としては、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-12において、監督上の目線をお示ししております。</p> <p>また、中小企業庁においても、「中小M&Aガイドライン」の公表等によって環境整備に継続的に取り組んでいるものと承知しています。</p>
7	<p>「M&A・事業承継など」の「など」には、事業再生も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>また、「など」に事業再生も含まれる場合、「経営者保証に関するガイドライン」に従って、窮境原因に対する経営者の帰責性等を勘案し、保証債務を履行するケースもあります。こうしたケースにおいて、保証人に対する説明事項として掲げられているa. b. c.のうち、「b. どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容」を説明することの合理性が薄い。このため、当局による説明体制の検証にあたっては、一律にa. b. c.の説明状況を確認するのではなく、個別ケースごとの説明事項の必要性を勘案していただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>M&A・事業承継などにより主たる株主等が変更になる場合に、保証契約締結時と同様の説明が求められることは理解する。</p> <p>他方、事業再生を目的としたM&Aの場合、窮境原因に対する経営者の帰責性等を総合的に勘案し、保証債務を履行するケースもあり、こうしたケースでは、「b. どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容」を説明することはなじまないため。</p>	<p>ご認識のとおり、M&A・事業承継以外でも、例えば、事業再生に伴い「主たる株主等の変更」が生じた場合も「など」の解釈に含まれます。</p> <p>また、経営の窮境に際して経営者の帰責性が大きく、それにより保証債務を実際に履行するに至るようなケースにおいては、今後の改善点や経営者保証の解除の可能性を説明する合理性は乏しいため、事業者の置かれた状況を踏まえて説明いただく形で差し支えありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>本項（注）の「令和5年3月以前に締結した根保証契約」について、2023年4月の本監督指針の改正を踏まえ、すでに「令和5年3月以前に締結した根保証契約」に係る主債務者と保証人に対する説明、およびその結果等の記録を完了している場合（または組織的な取組みにより、完了が見込まれている場合）、当該根保証契約に係る説明および説明した結果等の記録のための体制の整備まで求めるものではないことを確認させていただきたい。</p>	<p>すでに説明・記録の対応が完了している場合、再度の対応は不要です。</p>
9	<p>本項の「特に、借り手企業のM&A・事業承継時においては、（中略）、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。」について、現実には、取引先のM&Aや事業承継が金融機関に事後報告されるケースが発生しています。</p> <p>このため、貴庁および関係省庁より、事業者に対し、M&A・事業承継に関して金融機関へ事前相談することの有効性や、金融機関へ報告・情報開示を行うことの重要性を周知いただきたい。</p> <p>（理由） 本改正案の概要紙では、本改正の背景として「経営者保証がM&A・事業承継の支障となるという指摘がある」ことが掲げられている。この点、M&A・事業承継を検討する事業者より、早期の金融機関への相談・報告、情報開示が行われれば、金融機関における経営者保証の要否、主債務者および後継者への保証契約の必要性に係る説明に関し、円滑な対応が可能になるため。</p>	<p>本件の事業者に対する周知については、機会を捉えて、関係組織と連携しつつ行いたいと考えています。</p> <p>なお、中小企業庁が改訂を検討している「中小M&Aガイドライン」においても、改訂内容として、M&Aに伴う経営者保証の扱いについて金融機関へ事前相談することの有効性を示す旨も検討されていると承知しております。</p>
10	<p>「M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約」に関して、「主たる株主等」の定義をご教示いただきたい。</p>	<p>「主たる株主等」としては、持株比率が50%以上を占める主たる株主のほか、例えば「自身のみで50%以上の持株比率を占めているわけではないが、その親族の保有分も含めれば当該比率が50%以上を占めており、係る企業について実質的な経営権を持つ者」なども含まれ得ます。</p> <p>加えて、例えば、持株会社がM&Aによりオーナーチェンジする場合、当該持株会社の傘下の事業会社については、その株主構成は変わらなくとも実質的な経営権を有する者が変わることになるため、「主たる株主等が変更になる」場合に該当し得ます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>以上のようなケースについては、事業者の株主構成のみでは定義できないため、「主たる株主等」とする規定ぶりとしています。</p>
11	<p>「M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約」に関して、複数の保証契約を徴求しているケースでは、契約締結時でなく現時点の事業者の「経営者保証に関するガイドライン」の要件の充足状況を踏まえて説明する形でも差し支えないという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
12	<p>「M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した保証契約」に関して、事業承継の場合は、「経営者保証に関するガイドライン」に基づくほか、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」に基づいて説明することになるとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
13	<p>「系統金融機関向けの総合的な監督指針新旧対照表」について、 > II-3-2-1-2 主な着眼点【共通】 > (2) 契約時点等における説明 > ① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 > カ 連帯保証契約についての記述があるが、「証した」という文言について、「証」するには相当程度の厳密さが必要となるものとする。 本人である事の确实性の確保の観点（有印の文書偽造は、法的に、そうでないものより厳しい扱いがある事に留意すべきである。また、印章又は署名を付さないとする、偽者による不正が横行しそうにも思われる。）、本人による連帯保証の意識・認識を明確に持たせる必要性及び本人によってのちゃんとした内容確認を促す観点から、結局、印章又は署名等（なお、印章（押印）があるのがより望ましいであろう。そ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>れは印類等の準備が必要な行為であるので。しかし印類を持っていない者にも行えるように署名での代用は可能としておく意義がある。)の行為が伴うのが適切となるものなのではないかと考える。</p> <p>国民・市民としては、大きな損失が生じる必要がある行為については、その手続について、特段に改まったものにした方が良く考える。</p> <p>> II-3-2-1-2 主な着眼点【共通】</p> <p>> (2) 契約時点等における説明</p> <p>> ③ 契約の意思確認</p> <p>> ア</p> <p>これらについても、やはり、「契約者本人(注)」によつての印章又は署名が付されるのが適切と考える。</p> <p>本人である事の確実性の確保の観点(有印の文書偽造は、法的に、そうでないものより厳しい扱いがある事に留意すべきである。また、印章又は署名を付さないとすると、偽者による不正が横行しそうにも思われる。)、本人による連帯保証の意識・認識を明確に持たせる必要性及び本人によつてのちゃんとした内容確認を促す観点から、結局、印章又は署名等(なお、印章(押印)があるのがより望ましいであろう。それは印類等の準備が必要な行為であるので。しかし印類を持っていない者にも行えるように署名での代用は可能としておく意義がある。)の行為が伴うのが適切となるものなのではないかと考える。</p>	
14	<p>「漁協系統信用事業における総合的な監督指針案(新旧対照表)」について、</p> <p>> II-3-2-1-2 主な着眼点</p> <p>> (2) 契約時点等における説明</p> <p>> ① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>> ホ</p> <p>連帯保証契約についての記述があるが、「証した」という文言について、「証」するには相当程度の厳密さが必要となるものと考えられる。</p> <p>本人である事の確実性の確保の観点(有印の文書偽造は、法的に、そうでないものより厳しい扱いがある事に留意すべきである。また、印章又は署名を付さないとすると、偽者による不正が横行しそうにも思われる。)、本人による連帯保証の意識・認識を明確に持たせる必要性及び本人によつて</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>のちゃんとした内容確認を促す観点から、結局、印章又は署名等（なお、印章（押印）があるのがより望ましいであろう。それは印類等の準備が必要な行為であるので。しかし印類を持っていない者にも行えるように署名での代用は可能としておく意義がある。）の行為が伴うのが適切となるものなのではないかと考える。</p> <p>国民・市民としては、大きな損失が生じる必要がある行為については、その手続について、特段に改まったものにした方が良く考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> > II-3-2-1-2 主な着眼点 > (2) 契約時点等における説明 > ③ 契約の意思確認 > イ <p>これらについても、やはり、「契約者本人（注）」よっての印章又は署名が付されるのが適切と考える。</p> <p>本人である事の確実性の確保の観点（有印の文書偽造は、法的に、そうでないものより厳しい扱いがある事に留意すべきである。また、印章又は署名を付さないとすると、偽者による不正が横行しそうにも思われる。）、本人による連帯保証の意識・認識を明確に持たせる必要性及び本人よってのちゃんとした内容確認を促す観点から、結局、印章又は署名等（なお、印章（押印）があるのがより望ましいであろう。それは印類等の準備が必要な行為であるので。しかし印類を持っていない者にも行えるように署名での代用は可能としておく意義がある。）の行為が伴うのが適切となるものなのではないかと考える。</p>	